

議事日程(第5号)

平成25年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願第1号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願
- 日程第2 認定第1号 平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 議案第37号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第38号 高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第39号 高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 認定第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第5号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第6号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第7号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第8号 平成24年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第41号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第42号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第43号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第44号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第45号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第46号 高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負変更契約について
- 日程第20 議案第47号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 発議第5号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議員派遣の件について
日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第24 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第25 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願第1号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願
- 日程第2 認定第1号 平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 議案第37号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第38号 高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第39号 高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 認定第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第5号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第6号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第7号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第8号 平成24年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第41号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第42号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第43号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第44号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第45号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第46号 高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負変更契約について
- 日程第20 議案第47号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 発議第5号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第22 議員派遣の件について

日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第24 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第25 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（15名）

1 番	水町	茂君	2 番	徳久	信義君
3 番	岩崎	信や君	5 番	緒方	直樹君
6 番	池田	堯君	7 番	中村	末子君
8 番	黒木	正建君	10 番	後藤	隆夫君
11 番	青木	善明君	13 番	永友	良和君
14 番	時任	伸一君	15 番	八代	輝幸君
16 番	津曲	牧子君	17 番	柏木	忠典君
18 番	山本	隆俊君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	間	省二君	事務局補佐	鳥取	和弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤	浩一君	副町長	川野	文明君
教育長	萱嶋	稔君	教育委員長	黒木	知文君
農業委員会会長	渡瀬	俊弘君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長	森	弘道君	政策推進課長	壺岐	昌敏君
建設管理課長	恵利	弘一君	農業委員会事務局長	長町	信幸君
産業振興課長	田中	義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎	守一朗君
町民生活課長	三浦	敏君	健康福祉課長	河野	辰己君
税務課長	原田	博樹君	上下水道課長	芥田	秀則君
教育総務課長	三嶋	俊宏君	社会教育課長	中里	祐二君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。御報告を申し上げます。

9月19日の一般質問終了後に、正副議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は20件で、報告3件につきましてはもうすでに本会議におきまして審議を終えました。決算認定8件、条例改正・制定3件、補正予算6件の17件につきましても、各常任委員会及び特別委員会にその審査を付託され、それぞれ審査を終えたところでございます。

請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願におきましては、今期定例会の文教福祉常任委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、文教福祉常任委員会委員長より継続審査の申し出があったところでございます。

新たに、議案2件と発議1件が追加提出されております。その内容については執行部及び賛成議員より説明を受け、慎重に審議を行いました結果、高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負変更契約については出席委員賛成多数、平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）及び議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、出席委員賛成全員により、本日の日程に追加し審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり1件を日程変更、3件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 請願第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願につきましては、文教福祉常任委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、文教福祉常任委員会委員長から別紙写しのおり継続審査の申し出がありました。よって、閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査結果を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。本件は閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めることに決定いたしました。

日程第2. 認定第1号

日程第3. 議案第37号

日程第4. 議案第38号

日程第5. 議案第39号

日程第6. 議案第40号

○議長（山本 隆俊） 日程第2、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第6、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。第3回定例議会において総務環境常任委員会に付託された、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分、議案第37号高鍋町税条例の一部改正について、議案第38号高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分についてです。

審査日時は9月12日特別委員会終了後から休日3日を挟んで17日の3日間、場所は第1委員会室及び現地を調査いたしました。第1委員会室において、総務環境常任委員会全員出席、要点筆記の事務局長、説明については担当課職員及び資料提出のもと、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、報告は日程順に行いたいと思います。

まず、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、会計課では、県証紙販売に当たり各方面に働きかけを行った結果、1万5,405円の増となったが、資金不足予想のため定期預金を4億円から2億円としたために2万5,698円の減となったことが説明、委員より、資金不足は起きたかとの質疑に、予想されたとおり資金不足が発生した、その原因は交付税のおくれによるものとの答えがなされました。

次に、町民生活課では、戸籍関係、環境関係について説明がありました。ごみ収集、し尿関係、墓地、畜犬登録などの主なものがあります。戸籍では、明治からの戸籍が全て電算化となったこと、ごみ収集関係では、クリーンセンター分を含んだ費用が拠出されていること、また、裁判係争中であるため、調整池の修繕費用については貸付金の歳入歳出という形になること、委員より、墓地に対して不足することはないのかとの質疑に、不足はしていないと考える、10区画の造成を行ったが、4区画は残っているとのことでした。また墓地に関して、委員より、墓を守る人がいなくなると荒れてしまい、迷惑である、何か手立てをする必要があるのではないのかとの提案がなされました。また、道路上での犬や猫の死骸をどこに連絡したらいいのかとの質疑に、できれば県道なら県へお願いしていただきたいが、こちらに連絡をいただければ場所を特定し、県道なら県へお願いして処分することにしていますとのことでした。

次に、上下水道課では、合併浄化槽に関して説明があり、河川の浄化に寄与できているとの説明でした。委員より、年4回の点検は行っているものの、環境科学協会が来てお金

を取るのをおかしいのではないかと質疑。浄化槽を管理する法律では、届出をしている業者による年4回の保守点検と清掃を年1回行うことと、定期検査を行うことが義務づけられている、定期検査は環境科学協会しかできないので、理解をしていただくことが必要ですとの答弁でした。

次に、総務課関係です。総務課関係では、財産管理、人事予算、選挙関係、交通安全、消費者行政、弁護士対応の無料法律相談、消防などがあります。

歳出でマイクロバス購入、3カ年で健康づくりセンター駐車場確保、朝倉市へ災害義捐金、道路白線・カーブミラー等交通安全対策、防災行政無線設置に関して防衛省補助75%が採択されたため、交付申請等で高速道路を使用した費用があります。平成25年度の予算確保がなされたとの報告もあわせてありました。

また、防災関係で、町が管理する耐震関係がほぼ終了した成果、及び自主防災組織の拡大が図れたことなどが主な成果として報告されました。

また、選挙については、衆議院選挙、町長選挙、町長選挙に伴い町議会議員選挙の可能性があり、準備したことなどが上げられました。委員より、海区選挙とは何か、高鍋は該当するののかとの質疑があり、海がある自治体から、農業委員さんと同じような委員選出があるが、高鍋には漁業者などがいないために選ばれる人がいないとの説明でした。

次に、税務課関係です。税務課では、歳入関係のうち、町税など徴収に関する費用が主な要因との説明でした。町民の総所得は減っているものの、国の政策による子ども手当支給対象分について扶養控除対象外となったことで、町民税が増額の要因であること、また、顕著な傾向は軽自動車税が100台分ぐらいであるが増となっている、これは燃油高騰が要因と考えてるとの説明でありました。

歳出では、徹底した個人資産などの分析を行うために預金照会などがふえ、国税連携のプログラムシステム委託などが増加していることによる避けられない増を除けば、事務の全部を見なおし、節減に努めたことが報告されました。

次に、議会事務局関係です。議会事務局は、議会、公平委員会、監査事務に関してがございます。

議会に関しては、議場の録音、マイク関係整備による支出が例年と大きく異なる支出とのことでした。

公平委員会は、委員報酬など例年どおりの支出です。なお、公平委員会については、決算の中ではありませんが、広域での合併の方向性が模索されているとの説明がありました。

監査委員費では、職員1名と監査委員2名についての費用について説明がありました。委員より、監査日数について少ないのではないかと問いに、確かに頑張っていたという状況ですとの答弁がありました。

最後に、政策推進課関係です。政策推進課では4つの係があり、全体的な成果として、行財政改革が48項目で達成したこと、それにより財政危機を回避できる状況にまで回復してきたこと、また、補助を受け1年間放送したFMラジオ放送により、湿原訪問者、高

鍋大師への観光客などの増がみられたこと、町史のデジタル化を図ることにより高鍋町の歴史が町民及び町外の方からも検索できる状況がつけられたこと、企業誘致ではユニフローズが立地され、東京に企業誘致の担当としてお願いをしている効果が出てきたことなど、費用対効果はあったものと考えているとの総合的成果が報告されました。

歳入では地方譲与税から地方交付税までの説明、地方交付税が平成23年度より多く交付されたこと、歳出では島田圃場公有財産購入、キャンプされる団体への補助、町内巡回バス運行、町のマイクロバス買い換え、近畿高鍋会町人会設立支援、路線バス運行のため宮崎交通への助成など、文書広報、財産管理、企画、電算などの成果が報告されました。

委員より、口蹄疫復興のための資金で関係ないと思われるような内容があるがとの質疑に対して、口蹄疫では畜産農家だけでなく、商業など全体的に被害を何らかの形で受けてきたこともあり、幅広い支援を行ってきたところであるとの答弁でした。

委員より、町有財産購入、島田圃場に関してどのような計画があるのかとの質疑に、できれば農業高校との連携ができ、広く町民が参加できる場所として計画したいとの答弁でした。

以上で、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の審議を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第37号高鍋町税条例の一部改正について。

今回の一部改正は地方税の一部改正に伴い、寄付金及びふるさと納税に関して東日本大震災の復興特別所得税が平成25年1月から導入されたことによる、確定申告の際に調整することになったことによるもの、また、公益法人等に係る町民税の課税特例ですが、贈与、遺贈した場合における課税特例に、幼稚園、保育園が加わるものです。東日本大震災における個人住宅資金借り入れに伴う特別控除が4年間延長し、控除限度額を5万8,500円から8万1,900円に引き上げるものなどですとの説明がなされました。

委員より、東日本大震災における対象者は高鍋に存在するのかとの問いに対し、存在しないとの答弁でした。

審議を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定については、例規集で使われている字句や言葉や句読点など全部を精査し、わかりやすい例規にするために字句や用語の整備が必要なため、条例を制定し、編さんしなおすためであるとの説明でした。

委員より、条例制定に伴う支出は伴わないのか、また、大丈夫かとの問いに、支出は伴わないし、例規に関しては専門の業者がやられるということでした。

審議を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分について

て、歳出順に報告します。

まず、全体的に4.6%の職員給与減額、人事異動など調整であるとの説明がありました。

議会費でも同様の説明でした。

総務課関係では、同じく給与減額調整分を初め、石井十次没後100年に当たり新聞で特集記事が記載されるため、関係市町の西都、高鍋、木城に新聞広告をお願いしたいとの申し出があり、記載予定での予算65万、公共掲示板が破損及び危険と判断したため撤去の費用との説明でした。

委員より、新聞広告については記載内容についてもできるだけ高鍋町がアピールできるようにお願いしていただきたいとの要望が出されました。

徴税費では、委託料について、メガソーラー完成が年内と予想されるため、土地評価に関する大規模画地意見書作成をしないと、他の大型画地評価と不均衡が生じるので、委託する委託料との説明でした。また、予定納税などによる還付が生じることによる予算補正との説明でした。

保健衛生費では、唐木戸霊園ののり面が崩れ、補修が必要となったことによる労務、原材料との説明でした。

審議を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分に対し

て質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 産業建設常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は9月12日から17日の間の3日間です。審査は産業建設委員全員、審査会場は第3委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分です。

初めに、認定第1号中関係部分について、審査いたしました。

農業委員会関係です。

農業委員会に対する交付金や農地制度実施円滑化事業の補助金について説明がありました。

委員より、農業者年金について質問があり、一度破綻して現在は積み立て方式の年金で、月額2万から6万7,000円の間で1,000円単位で選択できるものとの答弁でした。

また、農地制度実施円滑化事業で耕作放棄地についての質問があり、大型機械の利用できないところや用水路管理が難しいところでふえている。後継者の問題もある。労務雇用により対応しているとの答弁でした。

次に、上下水道課関係です。

都市下水路の浚渫、除草などの管理について、説明がありました。

委員より、浚渫は定期的に行うのかと質疑があり、状況や要望により行っているとの答弁でした。

次に、産業振興課関係です。

初めに、決算における概要について報告がありました。農林水産業、商業、工業、観光業、それぞれを活性化して、生活意欲と高鍋町で暮らす満足度を高めていくことが、課の最終業務目標であるとの理念の後、個々の事業について説明がありました。

農業振興費の新規事業として、園芸産地基盤強化緊急整備事業、葉たばこ転換作物支援対策事業などに対する補助金。畜産業費として、埋却地の管理支援事業補助金。地域振興費として、きゃべつ畑のひまわり祭り、花守山整備事業などに対する補助金。農産物加工施設、農政企画費として、青年就農給付金。商工振興費として、まちづくり会社設立事業委託料、ロールキャベツ井などの地場産業振興対策、商店街まちなみ景観形成事業補助金。観光費として、みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業として県の全額補助で

あるが、被災地の子供たちを23名招待した事業補助金などの説明がありました。

委員より、青年就農給付金について、年齢制限はあるのかとの質疑があり、45歳までであるとの答弁でした。

また、農業振興対策補助金について、11組織との説明であったが、組織により金額は異なるのかとの質問があり、研修、勉強のための補助で、組織の規模により異なる、実績の報告を受けているとの答弁でした。

また、農業振興総合補助金について、これによる農道整備は要望により行うのかとの質問があり、要望によるものとの答弁でした。

また、委員より、葉たばこ転換は順調に行われているのかとの質問があり、11名が対象で、バレイショ、大根、ホウレンソウなどを作付して、一部作物の収穫がほかの地区と重なり、価格が下がったが、概ね順調であるとの答弁でした。

次に、埋却地の所有者についての質問があり、公社が5箇所、県が3箇所、民有地が11箇所であるとの答弁でした。

次に、建設管理課関係です。

道路維持費の報償費は各地区の道路清掃等に対して申請のあった39地区への報奨金、工事請負費は雲雀山（1）線工事など8箇所、河川費の水門操作委託は建設業協会に、都市計画費の道路愛称名記念品はさくら通りに、景観づくり奨励記念品は写真と絵画の入賞者に、駐車場管理委託料は持田団地との説明がありました。

委員より、耐震診断について質問があり、役場庁舎と図書館で行い、役場は評点が低かったので大規模改修の設計を行っている、図書館は評価がよかったとの答弁でした。

さらに、庁舎の大規模改修について質問があり、第一に耐震の補強を検討中で、総務課が担当しているとの説明でした。

また、委員より、津波達成が予測される場合の水門操作は職員が行うのか、東日本大震災で被災した例があるとの質問に、津波達成予測時刻までに安全に操作できる場合は職員が行うとの答弁でした。

また、委員より、城堀緑地水管理はどこに委託しているのかとの質問には、大平寺井出上水利組合であるとの答弁でした。

次に、委員より、舞鶴団地の駐車料について質問があり、駐車場としての整備は行っていないため、駐車場使用料は取っていない、1世帯1台の駐車スペースは確保しているが、現実には2台以上所有している世帯がある、今はとめられるところにとめているが、何らかの検討をしたいとの答弁でした。

次に、議案第40号についてです。

農業委員会では、農業者年金業務委託金などについての説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、上下水道課では、公共下水道の繰出金の説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、産業振興課関係です。

農地費委託料について、ため池の4箇所の耐震診断を行う予定であったが、県との協議でハザードマップまで作成することになった。県営事業負担金について、染ヶ岡鬼ヶ久保工区の町負担は当初4,200万円であったが、県が事業費を3億3,000万円追加したことに附随するもの。美しい農地景観形成活動補助金は、いわゆるひまわり等の種子代で、1平方メートル当たり3円で、面積が広がったことによるもの。観光費として、クルーズトレイン「ななつ星in九州」が高鍋駅に停車するので、本町をPRするための看板代などの説明がありました。

委員より、ひまわりの種子代が2円から3円になった理由について質疑があり、美しい農地景観形成事業は新しい事業で、1ヘクタール以上であれば四季彩のむらのレンゲや、持田や中鶴のコスモスも対象にしたことによる増額との説明でした。

また、委員より、ななつ星in九州の看板はイベント終了後はどうするのとの質問があり、現在、駅には本町を宣伝する看板がないので、終了後も活用できるものを設置する、日程は10月15日から6月まで毎週行われるものであるとの説明がありました。

また、委員より、県営事業負担金についての質疑があり、染ヶ岡鬼ヶ久保工区県営事業費の補正に絡む町の負担金で4,200万円組んでいたが、国の24年度の緊急補正関係で県に3億3,000万円が追加され、これに対する町の負担が5,600万円であるとの説明がありました。地元負担は事業費の18.3%を算出、本来は町が10%、農家負担が8.3%であるが、パイプラインの部分は8.3%の部分も町が負担する、工事内容が明確となり、給水栓の設置数がわかれば、地元農家負担の8.3%の歳入予算を組むことになるとの説明でした。

次に、委員より、耐震性点検を行うためのため池の場所について質問があり、檜谷の上、中、下と蛸ノ口であり、農業用として利用しているのはこの4箇所との答弁でした。

次に、建設管理課関係です。

自動車駐車場管理費の修繕料は、駐輪場フラッパーゲートの修繕費。町単独道路改良費の測量設計委託は、元気交付金を活用して3路線。工事請負費は、中川池下屋敷北線、平原(4)線、毛作(3)線、宮越地区排水整備の4箇所である。このうち3路線は元気交付金を活用するものなどの説明がありました。

委員より、フラッパーゲートについての質問には、金属製のものに改修するとの答弁でした。

全ての質疑が終わり、採決を行いました。

認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)中関係部分については、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほどの報告の中で、詳細な報告がなされなかったところが、私はちょっと1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

それは、花守山の計画のことで、補助金があるということだけの報告だったと思うんですけども、この内容について、どのような経過でどんなだったのかという詳しい、多分、皆さんから意見は出たのではないかなと思うんですが、具体的にどのような意見が出たのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 説明はありましたが、質疑はありませんでした。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜ私がこのような質疑をしたのかという一番大きな理由というのは、花守山計画については、すごく私は性急的な感じがするんです。

というのは、あそこは一応営林署の5カ年の補助金を受けたところに花とか木とかを植えていく予定なんです。今、杉の木が植わってるんですね。で、5年間は伐採することができないんですよ。

そのことが1つありますし、もう1つは、あその前に古墳が幾つか存在してますよね。だから、あその地域はもちろん古墳とは切っても切り離せない状況っていうのがあるんですけども、これについて、古墳がどの位置まであるのかという、いわゆる境界線の画定がしっかりとなされてきたのかということもあわせて、説明が私は恐らくあったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、一応、高鍋町の古墳については、もうこれは中身がないということで文化庁も余り関心を持っていないのかもしれませんが、少なくとも古墳が多くあったりとか、いろんな遺産が埋まったりしている奈良あたりでは、例えば、自分の建物を建てるときでも埋蔵物の文化財についてはしっかりと調査をしなければならないため、自分がそこにお店を建てたいと言っても、立地を断念するというのも非常に多いわけですよ。そのことは、もうしっかりと私当然、質疑の中に皆さんが意見を出していかないと、高鍋町では文化財保護とあわせて、やっぱり埋蔵物の文化財と、だから、そこと社会教育課あたりとしっかりと連携がとれているのかということの質疑もあわせて、私はある必要があったと思うんですけども、そういうことに関心を持っていらっしやらない委員であれば、私これはもう1回委員会の審査をやり直すべきだと思うんです。そうでないと、やはりあれだけの補助事業を出す上に、やっぱり文化財保護法との絡み、これは文化財との絡

みも、決して私たちは守っていく必要があると、私は判断しておりますので、そこで本当に何もなかったんですか。委員から何の意見も出なかったんですか。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 観光協会が抜根作業を行うと、そのような説明はあり、整備事業は現在行っているのを継続していくという説明はありましたが、委員からこれに対する質疑はありませんでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。

平成25年第3回高鍋町議会定例会において文教福祉常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分についての3件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月12日、13日と17日の3日間、第4委員会室にて、文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査においては17日に高齢者等多世代交流拠点施設ふれあい交流センター及び持田遺跡内の試掘予定箇所の確認調査に行っております。

なお、報告につきまして、議案順及び担当課順に行います。また、全ての審査部分の報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

初めに、認定第1号中関係部分について、まず、健康福祉課関係です。

老人福祉費の地域支え合い体制づくり事業ですが、これは高齢者や障害者の生きがいくりの場としてサーフィンスクールやノルディックウォーキング教室を開催し、高齢者や障害者の居場所をつくることができ、生きがいくりや体力、健康づくりにもつながったとの説明でした。また、障害者や高齢者の運動機能の向上や引きこもり防止のため、中央公園、正ヶ井手地区公園に健康遊具、ちょいトレ「ぶらぶら」、「てくてく」を設置し、集いの場の環境を整備することができたとの説明でした。

次に、介護施設開設準備経費助成事業ですが、これは地域密着型介護老人福祉施設が開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制整備を支援するもので、施設開設のための準備に係る備品購入費等に県補助金が交付されたとの説明でした。

次に、高齢者等多世代交流拠点施設整備事業ですが、これは旧県立特別養護老人ホーム舞鶴荘を、幅広い世代の交流拠点施設として利用できるよう整備したもので、施設整備により高齢者を初めとする多世代の生きがいを推進することができるようになり、また、福祉避難所としての機能を備えることで、高齢者や障害者等の災害時要援護者に配慮した避難所を確保することができたとの説明でした。

次に、自立支援協議会運営事業ですが、これは地域づくりの核として行政機関、障害福祉サービス事業所、保険医療機関、当事者団体、相談支援事業所等で組織する自立支援協議会を設置し、障害者の自立した生活を支援するための施策や障害者計画、障害福祉計画を検討、協議したことにより、障害者とかかわる各分野をつなぐネットワークが構築され、障害者を取り巻く支援体制の強化と障害福祉の推進が図られたとの説明でした。

次に、基幹相談支援センター設置事業ですが、これは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置に当たり、必要な施設改修と備品を設置したとの説明でした。

委員より、市町村地域自殺対策緊急強化事業の効果についての問いに、県の補助事業を取り入れ、自殺対策会議「いりり端会議」や、自殺予防講演会等を開催することで、自殺防止に関する普及啓発や心のケアを行い、町内の自殺者の減少を図ることができたとの説明でありました。

委員より、がん検診推進事業の受診率の低い原因についての問いに、個別通知やはがき通知などにより呼びかけているが、なかなか効果が出ないので苦慮しているとの説明でした。

委員より、医療費助成事業について、今回請願でも出ているが、検証はできているのかの問いに、県の方針や制度により進めている事業で、なかなか数字的な検証は難しいが、一定の効果は出ていると認識しているとの説明でした。

委員より、プール管理業務委託事業について、毎年利用者がふえてきて喜ばしいことだが、過去には町内、町外でトラブルがあったと聞いているが、今はないのかの問いに、トラブルはないとの説明でした。

続いて、社会教育課関係です。

社会教育総務費では、20年使用していた軽自動車の買い換えを行い、黒谷公民館の備品補助にはコミュニティー助成事業補助金が、下永谷公民館大規模改修工事には再編交付金で補助されたとの説明でした。

公民館費では、蚊口学習等供用施設屋上防水改修工事を行い、中央公民館には折り畳み椅子80脚、音響機器としてピンマイクを購入したとの説明でした。

図書館費では、図書館耐震診断を実施、古文書修復は1万5,815冊のうち今年度

111冊の修復を終え、修復が済んだものが7,190冊となり、解読は1冊行った。また、今年度から古文書保存電子化事業に取り組み、電子化冊数1,218冊となったとの説明でした。

文化財保護費では、委員より、持田古墳整備事業の墳丘測量の内容についての問いに、高鍋大師に行く途中の現在の形の高さと大きさを記録する円墳を測量しているとの説明でした。

また、花守山事業の関係なのかとの問いに、それとは別であるとの説明でした。

美術館費では、委員より、片岡鶴太郎展の成果と決算額が前年度より約630万円ふえているが、その原因はとの問いに、片岡鶴太郎展は反響がよく、黒字であったが、館長を民間より任用した報酬の増と特別展の増額との説明でした。

総合運動公園費では、委員より、委託料の芝管理委託について、どのような方法で委託しているかの問いに、随意契約との説明でした。

続いて、町民生活課です。

国民年金事務費の主なものは、事務補助パート1名分と繁忙期2カ月分、旅費は福岡での事務費交付金申請研修旅費で、役務費は年金情報照会端末用電話回線使用料とコピーチャージ料、使用料及び賃借料はコピーリース料との説明でした。

続いて、教育総務課です。

教育総務課の決算で最も大きな特徴は、学校施設の改修事業等で決算額が増大していることです。これは、国の学校施設環境改善交付金を活用して、東西小学校、東中学校の校舎及び体育館の外壁改修工事、耐震補強工事を行い、緊急防災・減災事業では、西中学校管理棟上にフェンスの設置と、屋外階段を設置する避難広場整備を行い、また、老朽化に伴う営繕や教育環境改善のため、西小グラウンド改修や西中学校の駐車場舗装工事等を行ったとの説明でした。これらの事業で、耐震補強については国の定める耐震基準を満たしていない学校施設はなくなり、児童生徒の安全を確保できたものと考えているが、25年度以降も計画的な施設の改修、営繕が必要との説明でした。

教育寄付金では、2個人1団体からの205万3,000円を高鍋町育英会への出資金として充当したとの説明でした。同じく、河原肥料店様からの寄付金100万円を、小中学校教育振興事業における備品購入費として各校25万円を充当したとの説明でした。

委員より、教育振興費の幼稚園就園奨励費補助事業について、対象者の基準についての問いに、対象者は一定の所得基準と子供の数によるとの説明でした。

委員より、学校のトイレ改修、和式から洋式についての要望はないかの問いに、要望は来ているが、今後は年次的に計画していきたいとの説明でした。

委員より、今回の学校区の見直しによる児童生徒の変更についての問いに、特に大幅な変更はなかったとの説明でした。

委員より、小中学校4校の光熱費が大きく差があるのはの問いに、校舎の棟数の差が主な原因との説明でした。

委員より、給食実施日数が東西小学校で3日違うのはなぜかの問いに、弁当の日等による学校行事が必ずしも一致していないとの説明でした。

委員より、スクールアシスタント事業について、今後の計画についての問いに、県の100%委託事業は24年度で終了し、25年度からは100%補助事業ではないが、問題を抱える子ども等の自立支援事業とあわせて行っているとの説明でした。

委員より、不登校児童生徒数はその問いに、小学校3名、中学校12名の計15名で、そのうち、小学校3名、中学校6名が学校に復帰している、不登校の原因については、適応障害、家庭の事情など、さまざまであるが、いじめはないとの説明でした。

次に、議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について、まず、条例制定の背景ですが、平成24年8月に制定、公布された子ども・子育て支援法により、市町村においてもこれらを総合的、計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するものとされており、当町においてもこの計画の策定に当たり、幼稚園、保育園、認定こども園等や、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期についての意見を聞くこと及び子育て支援策の調査、審議をする機関として子ども・子育て会議を設置するため、条例を制定しようとするものであるとの説明でした。

次に、条例制定の目的ですが、本条例は、当町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的、計画的に推進するために子ども・子育て会議を設置するに当たり、法第77条の規定により子ども・子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とするものであるとの説明でした。

委員より、会議では施設利用料も設定するのかの問いに、利用料の設定はしないとの説明でした。

また、主に何をするのかの問いに、主に認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員を定めようとするときとの説明でした。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分について、まず、健康福祉課関係です。

平成24年度事業確定に伴う、国・県の負担金及び給与条例改正、及び職員の人事異動による給料、職員手当、共済費等を増減するものと、9地区児童用プール修繕工事では、指定水泳場検査が行われ、改善の指摘による修繕との説明があり、また、会計検査院で指摘された身体障害者等保護費等負担金の返還金では、委員より、会計検査院指摘の内容についての問いに、利用者の自己負担分を除かずに計上していたとの説明でした。

委員より、ふれあい交流センターの館内案内表示板設置について、具体的にどのような看板を設置するのかの問いに、旧舞鶴荘の表示をふれあい交流センターに、また、各部屋の表示、休館日表示などの看板を設置するとの説明でした。

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援制度の電子システムの構築を、県の子ども・子育て支援新制度システム整備補助金で行うとともに、同法に基づき、子育て支援等のニーズ調査を行うとの説明があり、委員より、子ど

も・子育て会議委員の人選はできているのかの問いに、案はできているとの説明でした。

県の保育士処遇改善臨時特例事業補助金処遇改善分を、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む6つの園の私立保育園へ資金交付するとの説明でした。

委員より、保育士の確保ができない背景についての問いに、保育士有資格者の新卒でも保育園になかなか就職したがらず、現在は保育実習のときに確保するのが精いっぱいとの説明でした。

委員より、わかば保育園の賃金補正について、何人雇用するのかの問いに、現在の職員、嘱託職員、22条職員、非常勤職員の合計15名体制を維持できるように、登録している21名をローテーションで非常勤職員として雇用したいとの説明でした。

次に、社会教育課です。

自治公民館施設建設補助金ですが、これは松本自治公民館の建てかえ費用に伴う補助金との説明でした。

図書館費の宅配便料金ですが、これは県内図書館との相互貸借に伴う宅配便料金で、値上げによる補正との説明でした。

文化財保護費の賃金ですが、これは花守山整備事業に係るグラウンド・ゴルフ場予定地について、持田遺跡内を試掘確認調査と地形測量をするとの説明でした。

委員より、試掘調査の賃金について、なぜ一般会計から支出しなければならないのか、法律で決まっているのかの問いに、文化財保護法の第95条第1項により、地方公共団体は事業予定地内に埋蔵文化財がどの範囲、どの程度所在しているかを事業者知らせる義務があり、事前調査試掘については市町村の責務となっているが、本発掘になれば事業者負担となっているとの説明でした。調査において重要なものが確認されたりしたら、保護を図るのが役目なので、工事の内容を変えてもらうなり、工事内容の協議をしなければならないので、そのための試掘調査との説明でした。

委員より、文化財保護法からすれば、花守山事業計画の中の石仏が古墳を侵害していることが考えられるので、まずそこから調査することではないかとの意見があり、委員より、そういうところに施設をつくるということは問題があるのではないかと意見もあり、また、文化財保護法との兼ね合いがあるので、花守山事業が懸念されるのではないかと、早急に慎重なる協議が必要なのではないかと意見がありました。

県外大会出場奨励金ですが、今後の支出予定見込み額の不足額を補正したとの説明でした。

次に、教育総務課です。

まず、教育寄附金の育英会寄附金100万円ですが、これは高鍋町在住の増田キワ子様からの寄付で、事務局費の高鍋町育英会出資金として充当するものであります。

委員より、育英会の基金額はどの問いに、平成25年3月31日現在、1,533万6,219円との説明でした。

同じく、教育寄附金の小中学校寄附金100万円ですが、これは宮崎市のミップという会社からの寄付で、お母様が高鍋町に在住していることから、小中学校の教育振興にと、教育振興費の東西小中学校の備品購入費として計上しているとの説明を受けております。

次に、学校管理費の修繕料ですが、これは東西小学校と東中の体育館ステージに照明を取りつけるとの説明でした。

以上、全ての質疑が終わり、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、委員より、従来より石井十次顕彰会への補助金と美術館の存在自体に反対などで、反対であるとの討論があり、ほかに討論はなく、採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分について、委員より、調査に行った発掘調査予算に対して反対、現状の古墳の地積、境界も決まっていない状況の中で調査予算をつけるならば、当然それもすべきであるとの反対討論があり、ほかに討論はなく、採決に入り、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど、産業建設常任委員会にも質疑を行ったところなんですけれども、同じ花守山の件で、今の委員長報告を聞いてまして、これはやっぱり質疑をしっかりととれないといけないのかなというふうに思ったところなんですけど、実は、花守山の近くにある古墳と今度の花守山計画とは関係ないと、調査について。というお話ですが、そういう報告でしたよね。花守山計画とは直接関係のないと。（「決算」と呼ぶ者あり）決算でしたかね、済いません。

そしたら、今度の試掘調査については、花守山と計画はあるんですか。今度は関係あるんですか。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 報告の中で、グラウンド・ゴルフ場建設予定地ということ報告さしていただいたと思うんですけど。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 確かに、グラウンド・ゴルフ場の行くところでしょ。あその全体の中。グラウンド・ゴルフ場の中。（「予定地」と呼ぶ者あり）予定地。

そしたら、あその横に入るところに古墳があるんですけども、その境界線の画定とかは、もうできてるんですか。そういう報告だったですか。何か反対の討論の中でそういう意見があったような報告だったと思うんですが、その辺のところ少しわかりにくい部分がありましたので、内容について詳しくわかれば、できれば文化財保護法との絡みでどんなのかということは、資料はもらってらっしゃらないんでしょうか、できればそこがわかればちゃんと報告をしていただきたいと思うんですが。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 決算のところでは花守山に行く途中の古墳の調査でありまして、補正予算ではグラウンド・ゴルフ場の試掘調査の賃金です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 確かに、グラウンド・ゴルフ場の試掘調査と、先ほど私も産業建設常任委員会の中で、要するにいろんなものをつくるときに、埋蔵物が予想されるときには試掘調査をしなければならないという、これちゃんとした法令で決まって、埋蔵物文化財保護法の中でちゃんと決まっている状況ですので、当然試掘をするのは当たり前だと思うんです。でも、試掘をするためには、そこに行くための途中があるからということで、そこでは決算との絡みで私はなかったのかなというのがあるから疑問をしたわけですよ。だから、決算でああいう報告がなされて、今度、試掘を行うことに関しても、やはり決算でのいろんな議論を経て境界線の画定が行われていない、いろんなことが行われていない中で、やはりちょっと問題があるんじゃないかということだったんじゃないかなというふうに、話しの内容を推論するとどうもそのような感じがあるから、決算と何も無関係ではなく、試掘調査をするというだけの問題ではないということを、できれば委員長は確認をしていただければ大変ありがたいなというふうに思うんですよ。だから、その絡みがあるから、その辺がどうだったのか、資料をどう取り寄せられたのかというところをお伺いしてるわけです。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 再度お答えさせていただきます。

24年度決算では、年次的に調査をやっていくことを聞いております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑は終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑は全て終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時20分から再開したいと思います。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。この決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

成果報告書によると、行財政改革による成果を含め、福祉、防災行政無線、教育環境整備など、私も提案してきた事柄が網羅して、整備の方向となってきたことは、大変喜ばしいことであるとの認識は持っています。

しかし、急ぎ過ぎた観光開発、花守山については、私はもっと慎重にするべきだったと確信しています。その理由の1つは、古墳問題の解決が図られていないこと、国補助で植林された杉の木の補助が5年間の経過を見ることが約束されていたことなどです。

また、花守山に向けて道路整備があわせて行われますが、これについても地主及び地域の皆さんから、「協力することにはやぶさかではないが、黙って賛成ではなく、地域の意見をもっと重視していただきたいかった」との意見が多く出されています。また、既存の道路環境は非常に悪く、この整備も後回しにされるのではないかとの懸念もされています。

決まったことに協力は私は惜しまないつもりですが、それにしても、余りにも急ぎ過ぎではないでしょうか。

また、補助金を交付するに当たっても、100%補助はないということはわかっているのですから、しっかりと資金を準備し、その後に申請をするべきだと私は考えます。自らの家を建てる時はどうでしょうか。手元にある資金と借入金の範囲内で、返済計画もしっかりと返済できる金額試算をするはずです。公が補助してくれるということで、何とかなる方式では事業を進めるに当たり大変無責任だと考えます。まして、事業をされている皆さんがほとんど関与しているとなれば、信頼はなくなってくると思います。

花守山については古墳との関連を鑑みて、きちんとした古墳との境界線確保、また、試掘調査についても文部科学省管轄の文化庁とも十分な論議を踏まえて、きちんとした計画を進めるべきだったと思います。文教の町として宣伝していますが、このような初歩的な状況も守らないようではいけないと考えます。

総務環境常任委員会でも、ある委員から口蹄疫と関係ないような補助については一考すべきものがあるとの意見が出されました。私は耕種農家への助成はどうであったかも考えるべきだと思います。きゃべつ畑のひまわり祭りでも、確かに種子代などは出ていますが、お天気放送、各種のイベント案内での放送など、高鍋町をアピールできる大きな成果といえると思います。また、それに関わる農家の皆さんの御苦勞から考えると、イベントのためにひまわりをつくるわけではなく、緑肥として効果を発揮しているからこそ、環境づくりをしているからこそ、喜んでのお手伝いとなっていると考えます。

これらを総合的に考えると、口蹄疫復興予算とはいったい何かと考えさせられます。私たちはもう一度初心に帰り、高鍋町のために何が一番いいのか、どうすれば経済活動が活発にできたのか、農業者の経営がどうしたら後継者づくりがゆとりを持って臨めてきたのか、やっている事業の成果はその中からしか生まれないということを私は考えていただく部分があると思います。

私はこのような決算内容も精査した結果、反対せざるを得ないと結論を出しました。

まだこれ以外にも討論に加えたい部分も数多くありますけれども、これをもって反対討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。この決算は各委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、各委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第37号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第37号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第38号高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

子育て会議をつくり、子供育て環境が今よりも充実することを願って、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

確かに、職員の給与削減には反対をいたしました。

しかし、町債、町体育館大規模改修などで、職員が頑張ったところが伺えます。

また、避難ビル関係での予算など、防災に関して住民要求が取り入れられていることを確認しています。

尾鈴畑地灌漑事業について、同意などについて若干の不安材料はありますが、期待をして賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本案に対する総務環境常任委員長及び産業建設常任委員長の報告は可決、文教福祉常任委員長の報告は否決とするものです。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7. 認定第2号

日程第8. 認定第3号

日程第9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第11. 認定第6号

日程第12. 認定第7号

日程第13. 認定第8号

○議長（山本 隆俊） 日程第7、認定第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから、日程第13、認定第8号平成24年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、特別会計等決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 平成25年第3回定例議会に特別委員会に付託されました議案につきまして御報告申し上げます。

平成25年第3回定例町議会本会議において特別委員会に付託されました認定第2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、以上7件の議案につきまして、特別委員会における審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

審査の日程は9月10日から9月12日の3日間。当日は第3会議室に、議長、時任監

査委員を除く13名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議審査を行ってまいりました。以下議案ごとに御報告申し上げます。

初めに、認定第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額30億1,229万2,000円、歳出総額27億8,945万1,000円、差し引き2億2,284万1,000円の黒字となっております。また積立金額が4億410万2,000円、公債残高は5,280万円となっております。

国民保険事業は、数年来の景気の低迷や高齢化により、全国的に厳しい財政の中、当町も適正な課税、収納率の向上、基金の造成、特定健診受診率の向上などの目標を上げ、健全な財政運営に努めてきたとの説明がありました。

質疑に入りまして、委員より、国保税の収納に関し、収納できない分についてその内容はどのようなものかとの問いに対しまして、調査の上、執行停止をかけたもの、分納中、差し押さえ等により定期的な納付のあるもの等であるという回答であります。

さらに、短期被保険者証の発行、更新方法はどうかという問いに、おのおの状況に応じた交付を行いながら、基本的には財産調査や差し押さえによって滞納解消を図っているとの回答でありました。

また、基金や公債費から鑑みて、保険税を下げることはできないのかとの問いに、今、決算の高額医療費の伸びや今後の医療費の予測、医療の高度化等を勘案すると、ある程度の基金の造成は必要と考えているという回答でありました。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額4億4,819万7,000円、歳出総額4億4,770万2,000円、差し引き49万5,000円の黒字となっております。

被保険者数や医療費の伸び等、資料に基づいての説明を受けたところです。

質疑に入り、委員より、収納業務が税務課へ移管したが、徴収は後期高齢者分として収納しているのかの問いに、基本それぞれ徴収するが、複数の税があれば本人に不利益が生じないように充当しているとの回答であります。

また、医療費の傾向が見えてきたようにある中、高額となる疾病の内容はどの問いに、循環器系、特に、高血圧性疾患が件数として多く、これは高鍋町国民健康保険も同様であるとの回答であります。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてござ

います。

下水道事業は全体計画577ヘクタール、認可区域233ヘクタールで事業を継続中で、平成24年度は管路延長833.4メートル、整備面積3.6ヘクタールの整備を行った。平成24年までの総延長は47.1キロメートル、総整備面積が205.3ヘクタールで、整備率が88.0%となり、24年度末の普及率は33.4%、水洗化率は76.9%となるとの説明です。

歳入の主なものは、受益者負担金1,869万1,030円、下水道使用料9,068万4,475円、国庫補助金が3,440万円、県補助金が1,272万8,000円、一般会計繰入金1億9,281万円、雑入として、下水道使用者協力金、消費税還元金の79万1,778円、町債5,400万円となっている。

歳出の主なものは、浄化センターの施設管理費として委託費が2,673万2,241円、公共下水道費として下水道台帳作成業務ほか2,533万4,000円、工事請負費が污水管渠布設工事、公共弁設置工事など、22件の契約で7,209万4,500円、水道管移設補償が758万8,132円、公債費が元金1億2,421万9,603円、利子が6,614万3,381円となっているとの説明でありました。

質疑に入りまして、委員から、監査意見書で平成27年度で計画を中止すると書いてあるが、長寿命化を含め、歳入歳出の計画を立てて休止の計画をしてるのかとの問いに對しまして、長寿命化については、平成29年度までの浄化センターの施設更新を考えている。計画見直しについては現在県と協議中だが、今後下水道事業を計画どおり進めると約125億円必要となる。

また、事務ミスによる使用料については、どこまできているのかとの問いに、24年度については、監査意見書に記載されているとおりである。25年8月までの収納は町内4件、県内が3件、県外が5件となっている。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額1,134万8,000円、歳出総額1,033万6,000円、差し引き101万2,000円の決算となっており、歳入については平成23年度決算による繰越金が前年度比24万2,000円ふえたことにより、新富町、木城町からの負担金が16万3,000円の減、高鍋町負担金の繰入金も15万8,000円の減との説明でありました。歳出については、審査会回数がふえたことにより、委員報酬24万円、旅費1万円の増とのことでした。

審査件数については3町合同で2,176件で、認定期間の延長によりわずかに減少しているとのことでした。

質疑に入りまして、委員より、認定されなかった件数が何件で、どういう理由で認定さ

れなかったのかとの問いに、非該当が12件、理由は身体機能の低下や認知症状がなかったためとの説明がありました。

また、認定期間の延長はということかの問いに、新規申請の場合は原則6カ月の認定期間であったが、12カ月までの更新申請の場合は24カ月まで認定することができるようになったとの説明でありました。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額14億9,590万2,000円、歳出総額14億3,439万8,000円、差し引き6,150万4,000円の決算になっております。

高齢化に伴い、要介護認定者もふえており、保険給付費も前年度と比較して7.5%伸びているとのこと。また、介護予防事業の利用者がふえたことにより、委託料がふえているとの説明でありました。

質疑に入り、介護保険料の普通徴収はどういった方が対象かの問いに、年度途中で65歳になった方、年金が年額18万円以下の方、保険料金に変更になった方との回答であります。

年金が18万円以下の方は生活が苦しいと思われるが、免除すると言った対応はできないのか、どういう対応をしているのか、滞納の分析は行っているのかとの問いに對しまして、年金額が18万円以下の方は、介護保険を含めて家族等の支援を受けておられる場合が多く、滞納がみられないが、年金を担保に融資を受けられる場合も普通徴収になり、そういった方に滞納がみられるとの回答でありました。

また、施設に入所した後、短期間で介護度が上がったという話を聞くが、本来であれば施設で適切な介護を受けた状態は改善するのではとの問いに對しまして、基本的には入所者の身体機能等の低下を防ぐには、低下の進行をおくらせるためのケアプランに基づいて介護が行われているとの回答であります。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は1,852万6,000円、歳出総額は1,492万4,000円、差し引き360万2,000円とするものであり、地区外送水に係る水利権取得のための委託業務を発注し、水利権を取得したことなど、詳細説明を受けました。

質疑に入りまして、備品購入費における不用額が大きくなった点についての問いに、金額の大きい大口径のメーターが、入札により半額程度になったことが主な要因とのこととす。

積算根拠をしっかりと行い、上下水道課との情報交換などを通して、性能や質のよいものを安く入れてほしいとの要望もありました。

また、使用水量が口蹄疫以前の水準まで戻ってきているとのことだが、畜産業が復興してきていると考えていいのかという問いに対しまして、牛については口蹄疫の8割程度にとどまっているが、豚については以前より頭数がふえている状況にあるとの回答でありました。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成24年度高鍋町水道事業会計決算についてでございます。

経常収支では、収入総額4億2,117万1,007円に対し、支出総額4億2,259万8,019円となり、142万7,012円の赤字となっており、赤字に転じた理由としては、竹鳩浄水場の旧管理棟を取り崩したことにより、費用として※資産ゲンコウ費1,461万3,775円が発生したことによるものとの説明であります。

営業面としては、年度末給水栓数が8,884件で、昨年比169件の増となる。また、年間の有収水量は202万4,785立方メートルとなり、前年度比で2.0%の増となっている。有収率については91.7%で、比較して0.8ポイント減となっているが、漏水調査の実施及び計画的な老朽管の管路更新の徹底により、引き続き高い標準を保っているとのこと。

資本的収支については、収入総額758万8,132円に対し、竹鳩浄水場の改良工事費2,950万4,500円、企業債償還金1億4,677万9,071円、老朽管の布設かえ工事費5,661万9,201円、配水設備工事費4,428万4,150円となっており、支出合計が2億7,753万2,600円となり、収入が支出に不足する額2億6,994万4,468円は損益勘定留保資金等の※内部保留資金で補填しているとの説明がありました。

質疑に入りまして、委員より、備消耗品費の非常用飲料水袋については竹鳩浄水場に保管してあるが、分散させることは考えてないのかの問いに対しまして、設置場所や管理の問題があるので、今のところ竹鳩浄水場に保管している。

また、非常用袋の将来計画と使用期限について教えてほしいとの問いに対しましては、非常用袋の数は給水件数の8,800件は確保したいと。また、使用期限については10年とあるが、保管状況においてそれ以上可能と考えるということです。

また、水源調査の成果はあったのかに対しまして、深層地下水を調査したが、1日に450トン程度の水量であった。これを踏まえて、今後の計画に生かしたいとのことでございます。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件の議案につきま

※後段に訂正あり

して、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については……（「議長、いくつか訂正するところがあるので……」と呼ぶ者あり）一応、ここまで終わらせてください。

以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略します。（「議長、終わったらいかんて。委員長報告を訂正があるから。その訂正をさせてほしいから、委員長報告を終わらないで休憩に入ってくださいって私はお願いしたんです」と呼ぶ者あり）はい、それではここでしばらく休憩したいと思います。13時から再開したいと思います。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

先ほどの委員長の報告の中で、文言の訂正があるということですので、許可をしたいと思います。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 先ほどの委員長報告におきまして、言葉がはっきりしなかったという箇所が幾つかあったということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

まず1点は、認定8号中で、資産減耗費というふうに訂正をお願いしたいと思います。

それから、もう1点は、内部留保資金でございます。

以上、お願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略します。

これから、1議案ごとに討論採決を行います。

まず、認定第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第2号国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険の税徴収に関して、税務課では工夫を凝らして収納率アップに取り組まれていることは評価できると考えます。

しかし、国の政策もありますし、借り入れして返済している状況下において、保険税を安くしていただきたいというのは本当にぜいたくなのでしょうか。全国自治体の中で、国の指示に従っていたら、納めたくても納められないという世帯も出てくると判断した自治体では、一般会計からの繰り入れも行い、微調整を図っておられる状況です。

また、短期保険証発行世帯も、昨年と比較して、平成23年と比較して少なくなってい

るのは、費用も含め、かなり成果はみられたとは思いますが。

高どまりとなっている国民健康保険税について、いま一つの町長の判断を求めたいと思って、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第4号下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

下水道事業については多額の費用をつぎ込み、その効果はどうかと疑問視をしてきました。

しかし、開削工事などで事業者からも大変喜ばれてきたことも事実ですし、水環境がよくなってきたことも、私が議員になった当初からすると、格段に改善されたと考えます。

願わくば、住民の皆さんへ下水道事業の環境に与えるよい影響だけでなく、予算面で負荷があることの理解も深めていただきたかったと考えますが、賛成討論といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第6号平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険を使うことは、誰でもいつかは行く道です。あすは我が身、我が家族のことです。親身になって介護保険の上手な利用の仕方をアドバイスされることは、非常に大切です。

また、施設ごとに、ケアマネージャーについても施設側の運用だけでなく、利用者の立場に立って利用プランが立てられているのか深く関与することも、公的機関の大きな役割だと思います。

今私が一つ感謝したいのは、役場職員及び包括支援などで、介護者が疲れないように、

負担が少しでも軽減できるようにと、心を砕いて支援体制をされていることです。

しかし、家族の状況によっては、有料老人ホームへの入所、特別養護老人ホーム、認知症グループホームなどへの入所がありますが、自宅での介護をしなければならない家族もあります。しかし、そのどれをとっても一部負担はつきまとい、費用負担を考えながら日常を過ごされている家庭も少なくありません。

家庭で介護をされている方に頑張っているねと声をかけると、「年金も少なく、1カ月に1回くらいしか施設にお泊りできない。それでも、このときがほかの仕事もできるよ」とのことでした。

介護保険があっても利用できない収入であれば、本当に介護保険といえるのでしょうか。女性が介護するのは当たり前で、男性が介護するのは素晴らしいことと評価することなく、介護保険の利用の仕方、介護するほうも、されるほうも、疲れることなく最後を迎えたいと希望して、反対討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第7号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成24年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第8号平成24年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

有収水量及び安心安全な水確保に日々努力を惜しまない行動に、本当に感謝申し上げます。

確かに、赤字決算となり、どうだろうかとの思いを持たれている議員もおられるのではないかと思います。返済について何らの問題のないことは明らかにされています。

また、漏水調査問題についても積極的な対応がなされ、これまた公営企業としての役割を大いに果たされていると評価できますので、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成24年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第14. 議案第41号

日程第15. 議案第42号

日程第16. 議案第43号

日程第17. 議案第44号

日程第18. 議案第45号

○議長（山本 隆俊） 日程第14、議案第41号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから日程第18、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 審査報告をいたします。

平成25年第3回定例町議会本会議にて特別委員会に付託されました議案第41号、42号、43号、44号、45号、以上の5件の議案につきまして、特別委員会における審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の日程は9月10日、11日、12日の3日間。当日は第3会議室に、議長を除く

14名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議審査を行いました。以下議案ごとに御報告申し上げます。

初めに、議案第41号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ3,581万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額29億9,694万2,000円とするものであります。補正の主なものは、人件費の減額、各支援金、給付金等の納付額確定に伴う増額及び減額、健診システム更新に伴う手数料の増額、平成24年度の事業実績に伴う国・県支出金償還金の増額等であります。歳入では、平成24年度交付額確定に伴う療養給付費等交付金の増額、職員給与費相当分の一般会計繰入金の減額等であります。

質疑に入りまして、委員から、広域連合に出向している職員の給与削減も当町同様実施されているのかという確認がありまして、同様に減額されているとのことでした。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3億8,742万3,000円とするものあります。補正の主なものは、歳出では人件費の調整、また、歳入については財源調整のための繰入金の減額及び繰越金の増額であるとの説明であります。

質疑、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額には変更がなく、平成24年度事業確定に伴い、繰越金分を各町負担金でそれぞれ調整するものと説明がありました。

質疑、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ6,296万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億3,769万円とするものです。歳入の主なものは、平成24年度事業実績に基づく介護給付費、国庫負担金の増額、繰越金の増額、一般会計繰出金の減額。歳出は高額医療合算介護サービス費の増額、介護予防サービス給付費の減額、平成24年度の事業実績に伴う国・県支払基金への償還金の増額、一般会計繰出金の増額、介護給付費準備基金積立金の増額との説明がありました。

質疑、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,827万7,000円とするものであります。主なものは、メーターの交換費用と雑用水管理で、使用料の算定に使用している土地改良区システムのパソコンに故障が多く、使用料徴収に支障を来す前にパソコンの交換及びシステムの取り込み手数料を計上して、不足する歳入額は24年度決算に伴う純繰越金を計上することで対応したとの説明を受けました。

質疑に入りまして、委員から、システム取り込み手数料が高いのではとの問いに対しまして、セキュリティの設定及びシステム業者の出張費等が含まれた額であるとの回答であります。

また、取り込み保証等を設定して、手数料を少なくすることはできないのかということの意見が出されまして、今後検討したいとの回答でありました。

質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました5件の議案につきまして、審査の経過と結果につきまして報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

まず、議案第41号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第41号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第42号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第43号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第44号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第46号

○議長（山本 隆俊） 日程第19、議案第46号高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第46号高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建設改修工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきまして、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、設計数量より劣化部分が多くみられたため、補修部分の追加を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

（発言する者あり）大規模改修事業建設って言ったそうです。大規模改修事業建築と直してください。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 続いて担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 詳細説明を申し上げます。

今回の議案は、さきの6月議会において議決をいただきました、高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事に関しまして、変更請負契約を締結する必要性が生じたため、契約金額の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更後の契約金額は、1億2,076万4,000円、変更前契約金額は1億1,176万円、変更による増額316万4,000円でございます。

なお、契約の目的、場所、契約の相手方につきましては、変更ございません。

請負金額増額の理由でございますが、当初設計に計上しておりました外壁劣化部分の補修数量に追加が生じたことによるものでございます。

補修内容でございますが、1つ目に、外壁に塗られましたモルタルが経年劣化により剥離し、落下するおそれがある外壁にアンカーピンを打ち込み、エポキシ樹脂を注入して固定して防止する補修工事です。

2つ目に、モルタル欠損部を原形に復旧する補修工事です。

そして、3つ目に、ひび割れ部分から雨水等の侵入を防ぐカットシール材充填工法による補修となっております。

今申しあげました補修箇所、面積の増加に伴いまして、316万4,000円の増額変更となったものでございます。

次に、外壁の劣化調査補修数量積算に関しまして御説明を申し上げます。

町体育館外壁の表面には、二、三センチの厚みでモルタルが塗られております。そのモルタルが経年劣化によって剥離し、落下する危険性があるため、それを防止するために補修を行うものでございます。

改修工事の場合でございますが、設計時の補修数量につきましては、目視や調査可能な範囲をテストハンマーで打診調査し、積算いたします。工事発注後、工事用の外部足場を利用して詳細な外壁調査を実施し、その結果により、補修数量を確定して施工するという方法が一般的に用いられております。今回の町体育館改修工事におきましても、打診調査できた壁面積に対する補修箇所の割合を算出いたしまして、未調査部分を含めた全壁面積に比例させた補修数量を、当初設計数量としております。

今回の工事につきまして、より精度の高い調査を行うのであれば、足場を設置して全壁面の目視とハンマーによる破壊打診調査を行うこととなりますが、足場の費用およそ200万円が必要となります。

次に、全面補修ではなく部分補修を採用した理由について申し上げます。

今回補修しようとする補修箇所は、全壁面の10%程度で、部分的に点在をしております。もし、モルタルを全て撤去して改修するとなると、およそ4,000万円程度の増額となります。また、剥離していない箇所のモルタルを撤去することは容易ではなく、また、補修する必要もないため、部分的補修で改修工事を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第46号高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負変更契約について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 3回しか質疑ができませんので、ちょっと長くなりますけど、詳細に聞いておいていただきたいと思います。

まず、議会運営委員会でも説明をされました。で、今も詳細説明を担当課長のほうから行われましたけれども、これによると、いかにも、たくさん費用がかかるところを、今度の変更による増額はわずか316万4,000円だから認めていただきたいと言わんばか

りの説明だったような気がするんです。

しかし、私が考えるんです、一番最初に目視とテストハンマーで一応打って、はかったということなんですけれども、ある程度予想できることから考えると、まず、高鍋町体育館というのは建築年数からすると、やはり外壁についてはかなり劣化している、そして、おまけに木が立っていたところについては、やっぱり劣化も激しいということは、一応予想がついていたと、これは誰しもが素人でもわかるような判断だろうと思います。で、それが専門家によってそういうテストもしないまま見積もりを行ったということについては、非常に私はこれは設計をした側の責任が大きく問われてきてるのではないかなということが、まず一つです。

で、一つは、私はこの高鍋町体育館、今回の変更により増額をされることによって、またこれから工事がずっと進んでいきます。これによって、また新たな箇所が増額となるという可能性が秘められているのではないかと大変心配をするんです。こんな積算をしているようなところで、あけたときにわかる、やってみたときにわかる、何をしたときにわかるというような変更にずっとなっていけば、私は非常にこれはまずい契約の仕方ではないかなというふうに思うんです。

だから、こういって、改築工事には確かにいろんな予期せぬできごとっていうのも、ひょっとしたら起きる可能性もあるかもしれません。しかし、設計業者はそこをやはり見込んで、しっかりと補修の積算をつくっていかないと、恐らくいけなかったと思うんですよ。そのために、私はこの変更による増額ちゅうのがなぜ行われなければならないのか、再度、要するにこういうことをしたら高いんだよということではなくて、なぜこういうことが発生したのかということ、もう一度詳細に説明をしていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 業者の関係ですけど、専門家じゃない人が設計したというようなことをおっしゃいますが、これ専門業者がちゃんと調査をしております。ですから、専門調査がミスしたんじゃないかということですけど、説明申し上げましたとおり、調査できる範囲についてはハンマーでたたいて調査をしております。

それと、中が悪いという表現ですけど、壁の中はコンクリートでございまして、その部分については何ら問題ございませんので、外側につけておりますモルタルの補修をするということになっております、工事自体は。

それで、最後のほうで申し上げましたが、今回補修する箇所については全壁の中の部分的補修ですので、1割程度が補修の対象となりますということでございます。

ですから、あけてみらんければというようなことですけど、あけてみても中はコンクリートですので、外に出ているモルタルが悪いかどうかということで、劣化するおそれがある部分については剥ぎ取ったり、まだ使える部分については接着剤でとめたりということで補修するという方法をとったということでございまして、中のコンクリート材については何ら問題はないということでございます。

それと、今後変更が出るかということですが、この部分について一番壁の部分で劣化が激しいということで、これ實際上、今申し上げましたとおり、調査したときより数量がふえたということで変更が生じておりますが、今後についてはそういうことはないというふうに思っております。

また、今回ふえたということでございますけど、あくまでも予想した面積でございましたので、この数量が減ったという可能性もなきにしもあらずということもあると考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、ちょっと最後に、私がわざと言ったんですよ。専門家だったら恐らく打診検査をすれば、これはもう大概わかるということ、私もこの後、きのう議会運営委員会が終わった後に専門業者にちょっと聞いてみました。ここ以外ですよ、以外の専門業者に聞いてみました。そして、私が説明したんですよ。何か木があって、高いところが見れなかったんだそうなんですけど、どうなんだろうというお伺いをしたんです。そしたら、木があったところでも目視でもかなりほかのところを見てみれば、これぐらいのパーセンテージで劣化をしているということは予想はできると。専門家であればそれぐらいの予想はできるとはずだということを言われました。

だから、それから考えると、やはり専門家が見ている以上、その劣化が予想できたという範囲内だろうと思うんですよ。ということは、積算根拠に問題があったんじゃないかということが、まず私は一つ言いたいわけですよ。

それと、これ以上は出てこない。逆に言えば、先ほど担当課長がお答えになりましたけれども、ひょっとしたらよくて、今まで自分たちが見積もったけれども、例えば、よかったと、ここはかえなくていいよということで、逆に言えば変更による減額がひょっとしたらあり得たかもしれないみたいな言い方をされたんですけども、私はやっぱり高鍋町の体育館というのは、これもう本当、総合体育館ができるときにはあそこの体育館はもうなくそうというぐらいに、計画としては上がっていたところなんです。だから、今までも床面の補修を含めて相当お金をつぎ込んできてるのは実際それも明らかことなわけです。そういう建物が、正直な話言うて、劣化していることは予想されても、劣化してないことは予想されないと、逆に。だから、ふえることは予想しても、減ることは予想できないと私は思うんですよ、基本的に。だから、そういう答弁をされること自体が、私はすごくちょっと違うんじゃないかなと。言葉によるまやかしじゃないかなという気がちょっとしないでもないんですよ。

だけど、専門家がしたのであれば、なぜこういう結果が出たのかと。そして、その業者間でこういうような話をして、いつ持ってこられたんですか、これは。話の状況っていうか、こういう状況だが、どうにもこうにもなりません、この部分は増額してくださいっていうお話しはいつ来たんですか。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。2時まで休憩をしたいと思います。

午後 1 時45分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会体育施設ということで、社会教育課のほうから御説明させていただきます。

今回の不良箇所が見つかったの経緯ということにつきましてですが、現在の建築業者のほうから連絡がございまして、現場の状況確認、チェック立ち合いを担当者のほうが行いました。これが8月の22日であります。その後、8月の30日に業者のほうから数量の報告、何箇所剥落があるとか、そういった不良箇所があるとか、何平米ぐらいになるとか、そういった部分の報告なんです、それが8月30日にございました。その後、その報告をもとに、その数量的なものが正しいかどうかということの確認を行うための再検査を、9月4日に建設管理課の担当者との立ち合いで行っております。その後、9月11日ではありますが、変更の仮契約を実施しております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 皆さん、今経過をずっとお聞きになったらわかると思うんです。設計業者が見つけたわけじゃなくて、普通は建築会社から設計業者に言うはずですよ。こういうことがあるけどって。普通、設計業者とやっぱりどういう見積書とか、普通だったらそうなるでしょ。高鍋町のほうからでも言うでしょ。設計とは何も関係ないと。設計はすればそれで終わりなんですか。普通は設計業者に言うでしょう。設計業者も入るでしょ。この中を見たら設計業者じゃなくて、途中から数量的に問題あるかないか立ち合いのもとに。このときは立ち会われたんですか。私も3回目だから、ちょっと立ったまま言わんと、どうかもう後が聞けないからですよ。

やはり建築会社がわかったっていうことは、建築会社は周りの木を全部切った段階で、足場を組んだ段階で恐らくわかったと思うんですよ、恐らく。多分ね。だから、もう古いということがわかってるから、設計をされる方が本来ならやっぱりあそこの木を切って、ちゃんと足場を組んですとこれだけかかるんですよというふうにおっしゃけれども、いろいろ調査する方法はあるわけですよ。

だから、そのために、最初から、当初からもうどうしても検査をしないと不安だからといって検査をして、当初から積算根拠が明らかになって、例えば、1億2,500万円なら500万円という金額が契約をされてれば、何ら問題はないと思うんですよ。でも、こうやって変更、変更で、もし出てきたら、2回も3回もし出てきたら、いったいこの誰の責任になるんですか。出てきたたんびにその建築会社から、「あ、ここも悪いよ、あ、あそこも悪いよ」と、どんどんどんどん工事費がふえていったら、じゃあどうするんです

か。

自分の家で考えてみてくださいよ。私なんかがもし増改築するとなれば、予算はこれだけ、やっぱここをこうしたいんだけど、ああしたいんだけどって言って、多分建築会社に頼むと思うんですよ。で、そのために建築会社は設計も兼ねてるとこもありますので、ちゃんと設計もしてきて、じゃあこれでどうでしょうかとということを見せると思うんです。そしたら、私たちは確かに我が家であって、例えば、1円も出せませんよ、正直な話。ここも変えたほうがいいですよ、最初に話し合いますよ。例えば、台所だけしたいんですがと言ったって、いや、台所も今度は対面式に変えたいんですがと、別の方向も全然違う方向になったら、今度は水道管も布設し直さんといかんということになるから、最初から見積もりするわけですよ、ちゃんと。そうしないと、資金の管理ができないわけですよ。

公がする、高鍋町、自治体がする、例えば増改築とか、こういう改築の問題であれば、じゃあその辺は何もしなくていいのということになるでしょ。私たちがみんなでお金出すわけじゃないから関係ない、そうじゃないと思うんですよ。やはり自分の家と同じように、やってもらわないと困る。だから、最初から契約の金額が高いというのであれば、それは皆さんそれで納得されてるわけだから。だから、十分な調査が行われた上でちゃんと契約をしていただかないと、こういった変更が何回も出てきたらまた困るじゃないですか。だから、さっき私が2回目言ったときに、それを言ったんですよ、出てきませんか。

あそこは畑田土地区画整理事業で、もうみんな土地が高くなってしまってるんですよ。皆さん雨がたくさん降ったときには見てください、裏のほう。前はもう今は壊してありませんけど。舞台の下あたりには、大体60センチから70センチ以上の水がたまるんですよ。そういうところもちゃんと私なんかも見えますよ。そして、やっぱりあの体育館古いからということで、以前、よそから材木をもらってきて、あそこのあきスペースに置いた。そうしたらシロアリが入ってきたと。で、シロアリが入ってきて、シロアリも防除しないといけなかったと。よかれと思ってしたことであっても、シロアリが入ったりすると、その防除もしないといけない。何もしないといけない。

で、今度は、私もいろいろ聞きました。町体育館どうするのと、設計の段階で私も見に行ったときに。どうするのって。水やらはどうするの、大丈夫と。排水やらは大丈夫って聞いたら、いや、それもちゃんとしますということだったので、この契約の金額の中にそれも当然私入っているとみますよね、普通。で、これで万が一、万が一ですよ、万が一調べてみたら、どうもあそこの地形がもっとやっぱり水が出そうで、杭をあと1本かぐらい打たんと、どうこう不安定で、あとまた床面が下がるようにあるとって、今度は安いけれども、今、杭を打ち込まなくても砂利を入れていくという工法があるんだそうですね、土台をつくるときに。そういう工法にして、じゃあ砂利だけって安いのでこうしますというふうなことを言われたにしても、それは正直な話、もう受け付けられない。最初に私も申し上げてる。

何か美術館のときも同じです。きのうも言いましたけど、私議会運営委員会のとき言い

ました。美術館のときも、あれだけはっきりと担当者を、文教委員会——あの当時は文教厚生でした、文教厚生委員会に呼んでお話しをしていただきました。5月は水が出るよって。この浄化槽据えるときに水は出ないか、大丈夫ですか、水が出ますよ。私はあのとき大分申し上げました。そうしたら、いざ工事を始めたら矢板がない、そしたら事業者がぶんぶんやかましく言っていた。「おまえたちはおれたちが死んでいいとか」というようなことまで言われたそうです。私確認しましたから、工事をしたところに。そしたら、それじゃ困るということで、その分の予算が、大きな予算がまた示されましたよ。

そういうふうにして、私は2回、3回と変更しなければならないような状況ちゅうのをつくり出すのは非常にまずいと。今後こういうことはやめていただきたいということを、あのときも私は口を酸っぱくして言いました。

やはり私たちは、町長以下、皆さんの部局を信じてるわけですよ。職員の皆さんを信じてるわけですよ。だから、この金額だと言われたらこの金額でいこうというふうに確信を持って皆さん賛成をしてくださったと思うんですよ。その皆さんの気持ちを裏切るような形に今回なってしまったと。今回もなってしまったと。私それが許せないんですよ。やっぱり人間は同じ過ちを犯すこともいっぱいあります。いっぱいありますけど、人がさんざん注意したところにやはりこうやって出てくると、非常に困る。

だから十分な調査をしていけば問題はなかったと。逆に言えば、あそこは古いから、周りの木を切ってから調査してくれんかねというところまで踏み込んでやればよかったんですよ。そのための費用がないと言われるのであれば、それはそれでまた別途予算を立てて、しっかりとやればよかったんですよ。それが予算の立て方なんですよ。契約の仕方なんですよ。私そうだと思いますけど。いや、それだから自分の家に置きかえてみてくださいって言うてるんですよ。自分の家だったらそうします。出します。はっきり言って、出します。出さないでしょ。普通出さないでしょ。減らすことはあっても出すことはないでしょ。それを言うてるんですよ。

だから、それをどう考えてるかということなんですよ。町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議員が申されること、私もそう思っておりました。それで、この結果が出てきたときに大変職員を叱ったんですが、主流といたしまして、この改修工事になりますとなかなか目の届かない、そういうところもあるということで、今、県でも市でもそういったやり方をやっているとということを伺いました。と申しますのが、足場は建築のときに立ててやるというようなやり方だそうなので、私も今議員の申されるような家を今扱っておりますが、やはり古い家になりますとそういった内部の中が見えない、できないというのがありますので、それは確かに議員が聞かれた業者さんはこれを受けた業者さんじゃないでしょうから、それは全部できますよということをおっしゃるかもしれませんが、やはり見えないこともあるということをおもつづく思ったところでございます。

それで、県といろいろなところも聞いてみろということで聞きましたところ、やはり目視でできなかった数量、数量というのが壁が3枚、4枚ありましたら、1枚見てそこで倍掛け、何倍掛けとしていくらしいんですが、そういった方法をやるそうです。

ですので、一概に、確かに300万円強かかりますが、それはやはり見えなかったと、目視が足りなかったといえれば足りなかったんですが、そういった方法は今みんなこの自治体もとってきてるそうでございますので、大目に見れとは私は言いません。今度から厳格にそういうところはさしていきますが、今度このやり方はそういったことを建築係やなんかが思っておったようでございますので、また新たにこういったことが出ないような方法はとっていきたいと思いますが、この方法はどこの自治体もやってるそうですので、それは議員の皆さんも御承知願いたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかにありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 私もいつこの事案が発生したのかということを知ろうと思っておりましてから、中村議員が言われたからその後の経緯はわかりましたけども、8月の20日ごろと言われたですね。じゃったですね。それで、約1カ月ですよ、経つとるんですよ。それで、今回25年度の補正予算も当初に計上されましたけども、今回第4号で2回目と。で、なぜこの会期末に出てくるのかなと。意図的に計上したんじゃないかというふうにはしか思えんとですよ。

それで、先ほど確認したように、8月20日ということになると、これ工事はもう進行中ですよ。この最初の契約の段階において、こういう変更が生ずるということになった場合は、即、変更届なり何なりをしなければならぬという約定的なものがあるんじゃないですか。そこ辺はどんげあつとですか。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。25分まで休憩したいと思います。

午後2時15分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

副町長。

○副町長（川野 文明君） 只今の質問にお答えいたします。

まず、工事の約款等に事柄がうたってあるのではないかということについてですが、約款では、約款の17条、18条関係にそれに類する条件の変更等ということの記載があります。

で、もちろんそれに基づいて、この8月の22日以降、30日と数量ができ上がった9月4日、全てこれに基づいて順次作業をしております。で、その作業というのは、工事の工程会議がありますので、工程会議の中で全て、工事施工管理、それから、発注者、受注者等技術者全部入りまして、その中で今後どう進めていったらいいかということ慎重

に審議いたしまして、今回の形になってきたわけです。

で、9月4日に数量が確定しておりますので、先ほど最終日になぜかということなんです、数量が確定して、積算して出しますと、1日も早く工事に入らなければなりませんので、今議会の最終日に緊急でございますが承認を願いまして、変更契約を正式にいたしまして、工事を進めなければ工事をずっと中断しておりますので、そういう意味で今回追加提案とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 約定にあるということで、当然じゃろうと思うとったんですよ、私もね。それで、今、副町長の話だと、作業は中断してたということですか。（「今しています」と呼ぶ者あり）しておるんですか。

これは事業着工の段階において、着手金とか、中払いとか、あと完了払いとかいうふうにあると思いますが、これは着手金等が支払われておったんですか。

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩したいと思います。

午後2時30分休憩

午後2時35分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 先ほどの御質問でしたが、前金払いのことですね。

今回の町体育館の大規模改修の部分としまして、工事全体額の40%、4割に当たる金額4,704万円を7月4日に支払っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 普通、常識では、予算執行しておればすぐわかるはずなんです。それが休憩をとらんと出したも出さんもわからんというようなことじゃちょっとお粗末だなという感じがしますけど。

それと、今先ほど、副町長が答弁されました約定の中の17か18条か、その中には手順を追って、その17、18の条項に基づいて手順を追って1カ月経ったということですが、その約定は速やかに変更が生じた場合には変更契約をし直さなきゃいかんというふうに書いてあると思いますが、日にちが書いてあるはずなんです、日にちが書いてないんですか、期限というものは。

これは、受注者側も非常に迷惑なことになると思うんです。先ほど聞いたように工事を中断するというようなことになるわけじゃから。それで、その約定に書いてあるのなら、速やかとかいうことではなく期限が明記してあるのなら、その日にちを述べてもらえんでしょうか。

これで私3遍ですので、あとはもう採決のみですから。どうぞ。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 先ほどの副町長が申し上げました同じ条文の中で、調査をしましてというか、協議が済んだら14日以内にその答えを出せということになっておりますので、その協議が整った上で、今回変更契約ですということなので議案に提案するよということで協議が整ってというふうに解釈しております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第46号高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負変更契約について、反対の討論を行います。

町長は理解をしていただきたいと。私も理解をしてあげたい。しかし、この高鍋町体育館は建築年数からすると、外壁等については劣化しているということは十分予想できたと私は思います。これは当初からきちんとした見積もり、積算については行うべきでなかったのかと私は考えております。

先ほども申し上げましたが、町長は理解を求められ、他市町村でも同じような例があるということで、できれば容認していただきたいということだったんですけれども、これを我が家に置きかえて考えてみたときに、どうしても容認できる範囲を超えているということに私は思い至ってるわけです。

やはり、地方自治体の行う事業だからこそ、逆に言えばもっと厳密に、町民の立場に立ってしっかりとした私は議論をし、そして討論をすべきだと考えました。

正直な話を言うと、金額も316万4,000円ということであって、これも担当課長の説明からすれば、本来ならば4,000万円ぐらい必要になるだろうと思うところが316万4,000円ということであれば、少ないと考えられると思いが至るかもしれません。

しかし、私は、先ほども申し上げましたが、我が家であったらと。我が家であったらと考えたときには、やはりどうしても容認できる範囲を超えてしまっております。したがって、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第46号高鍋町体育館耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負変更契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第20. 議案第47号

○議長（山本 隆俊） 日程第20、議案第47号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第47号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億7,250万3,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、法人町民税において大口の税還付金が生じたため増額するもので、財源は繰越金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） それでは、まず歳出のほうから御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

総務費の徴税費、賦課徴収費、節が償還金利子及び割引料の税還付金ですが、当初予算に500万円を計上し、8月末までに約400万円ほど既に還付をしております。その段階で、今後見込まれる額を補正予算（3号）にて250万円ほどお願いし、本日可決いただいたところですが、新たに法人町民税におきまして360万円余りの大口の税還付が生じたため、不足する額及び今後見込まれる額をお願いするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入です。財源といたしまして、繰越金で調整するものです。

1ページをお願いいたします。

以上のようなことに伴いまして、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,250万3,000円とするものです。

よろしくをお願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第47号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど担当課長の説明にありましたけれども、大口の360万円余りの税還付の申し出があったということなんです。この税還付については、いつ申請があったのかということ、それと、残りの金額であるとの分、大口予定納税が大分あると

思うんですけども、これで足りるのかなとちょっと気になる場所なんです。もし、また大口が来たりしたときには、これが確保できるのかどうかということ、あと、大口があるのかなのかということも含めて、精査して出されたこの税還付については金額なのかどうかということを確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 予定納税につきましては、2月の中間申告の段階で予定納税をしていただいております。で、これが送られてきたのが、郵送がたしか8月の末に向こうを発送されて、足りないのがわかったのが9月の4日ごろだったと思います。直前で、議会の直前にわかりまして、そこで、他に中間納税による還付はないのかという確認をとらせました。で、確認をとったところ、予定納税をされておられる企業につきましては、ないということを確認いたしました。

ですから、この額でお願いをしたいというふうに、このたび提案をしたものでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ほかにほもう予定納税をされているところはないということですか。

あるけれど、今のところは来てないけれども。だって、残りの金額は、私が聞いたのは、あと予定納税をされてるところで大口のところがあるんじゃないかと。そして、もしあったら、残りが190万円ぐらいしかないでしょ。ずっと当初予算からずっときて、360万円還付したらあと190万円しか残ってないわけですよ。そうなってくると、この190万円で、あと、また補正を組まなくていいのかというのが、私心配したわけですよ。どうせ補正を組むなら、言い方は悪いけど、360万円全部組めばいいのになって思ったわけですよ。だから、そのところを聞きたかったわけですよ。

あと大口の予定納税者がいて、これから還付予定がまだ来年のあるわけですからね。資金が足りなくなれば予定納税した分を使おうと思って、待ちかねていらっしゃる方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれないから、そういうことを考えたときに、やっぱり予定納税というのはあくまでも予定納税ですので、やっぱりそれについては還付する事由が必要だと思うんですよ。やっぱり今年度の売り上げとか、そういうことが税が還付されるに当たっての、今度税を幾らぐらい納めるかっていうところの差額をもって、ちゃんと証明をして還付申告をするはずですから、だから、あとの大口の予定納税者で本当に190万円足りるのでしょかと聞いたわけです。

できれば件数とかわかれば、あともう金額が予定納税がこれぐらいしかないんですよって、できればちょっと細かいことになるんですけど、済みません。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） ちょっと説明が足りなくて、申しわけありませんでした。

24年度2月に予定納税されておる企業が3つありまして、そのうち決算は全て済んで

おります。で、決算の結果、税還付があったのが、この1件ということでございます。

ですから、今現在で還付金の残額が昨年度は150万円あったそうです。ですから、25年の今の段階で残高が190万円となりますので、通常における還付については補えるということになっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第47号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決いたしました。

日程第21. 発議第5号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第21、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議員の趣旨の説明を求めます。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） それでは、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり高鍋町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者、高鍋町議会議員、永友良和。賛成者、津曲牧子議員、岩崎信や議員。

それでは、内容を説明し、提案理由を述べさせていただきます。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、昭和42年高鍋町条例第8号の1部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。

特例措置、平成25年10月から平成26年3月までの間、議会の議長、副議長、委員長、及び議員の月額報酬の額は第2条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から3,000円を減じた額とする。

附則、この条例は平成25年10月1日から施行する。

提案理由、国は復興予算確保のため、全国自治体へ地方交付税を少なくすることを求め

られました。町長はやむなく職員給与を4.6%、9カ月間減額することを提案。議会もこれを決定しました。復興予算については、議会議員である我々もその趣旨には賛成しますが、公職選挙法の縛りもあり、やむなく議会議員の報酬をわずか3,000円、6カ月ではありますが、削減したいと考え、提案した次第です。議会議員におかれましては、我々の趣旨に賛同していただきますよう御理解をお願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から、質疑を行います。質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 永友議員にお尋ね申し上げます。

私は全員協議会の中でも申し上げましたけども、復興予算の趣旨には賛成でございますというふうにも掲げておりますが、それを地方交付税にかえて削減するということにおいて職員カットがなされたんですが、それにあなたは反対されましたですね。その方がなぜこの議員報酬の削減に提案者として名を連ねておられるのか。私とすれば、ちょっと整合性が整わんというふうに思うんですよ。

それと、もう1つ、この国からの通知通達によると、これは議会議員には何ら拘束力も持たないことであって、関係ないと。今回の報酬カットと議員の報酬の削減は全然関係ないんだというふうに私はとるんですが、それにどのようにお考えで今回提案者となられたのか、理由をお聞かせください。

○議長（山本 隆俊） 永友議員。

○13番（永友 良和君） では、今、池田議員の質問にお答えいたします。

私は6月定例会において、職員の4.6%削減においては反対討論をいたしました。せめて国家公務員にとどめられないのか、子育て真っ最中の中の職員の方が多く中で、9カ月の、しかも4.6%の削減は、大変負担があるのではないかと、そういう思いであるときは私は反対いたしました。

6月定例議会職員給与の削減に、あのとき賛成された議員の皆様も、復興予算の確保のためならばというお気持ちでやむを得ず賛成された議員の方々が、私は、今、池田議員もわかりですが、ほとんどではないかとお察しいたします。

しかし、私はあのとき反対したからこそ、反対したからこそ、少し期間があきましたが、6月から、与えられた立場は、職員の皆様、私たち議員とは異なるにしろ、職員の皆さんは給与、私たちは報酬として、この町民の方々の町民税の中からいただいていることに関しては、同じ立場であるというふうに考え、この議員報酬の削減を提案しました。

よって、私は矛盾しているとは思いませんし、この反対したことを提案することにより、自分の考えを貫きたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに――6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 永友議員とけんかをしようというふうには思っておりませんが、私は今あなたが言われた、なぜ賛成したかということは、明確に国からの通知通達が

あったということにおいて執行部も賛成されたんであって、私もそれに賛成しました。

通知通達が拘束力を及ぼん議員の段階においては必要はないと。ましてや、町民の目がいかなる状態であろうかという懸念もあると思いますけど、私はこのようなカットで——金額ですね——であれば、なおさら私はおかしいと。

常々、3年前になりますか、直接請求が出た段階においても、議員報酬の削減という問題が取り沙汰されて、あのときには幾つかの案が出て、4案ぐらい出たですか、その中においても一番大きかった議員報酬の削減をしようという、5%削減というような提案者の方々もおられました。それであれば、私は今回3,000円という中途半端な金額では、到底町民には受け入れられない、少なくとも3年前の段階があったようなことで5%以上はすべきであろうと思います。

これあと1遍質問できますけども、これにおいて私は反対というようなふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑は——17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 我々も出てきて、今、池田議員も言われましたけども、わかるんですけども、この3,000円、6カ月という根拠は何です。

○13番（永友 良和君） 今、柏木議員からの質問がありましたが、3,000円という根拠と6カ月という根拠は何かということですが、職員の皆さんの4.6%削減にしたとき、同じにしたときはということで、議員協議会にも一応3,000円と約9,000円ぐらいなるよということで提案させていただきましたが、この金額の考え方につきましては、多分あそこで煮詰めていなかったせいもありますが、皆さんそれぞればらつきがあるんじゃないかと考えまして、あの議員協議会で提案した中のうちの3,000円という形であれば、賛同してもらえないんじゃないかということを考えまして、この金額にいたしました。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） そういうことであれば、十分我々をもっと論議して出してほしかったと。3,000円というのもここでわかったわけで、もっと我々は第1回したときでもさかのぼってでもやったらという意見とか、先ほど池田議員も言われましたけども、そういう意見等も出されておるわけですから、ここで発議でぱっと出されて、議員の皆さん、相当今度迷ってると思うんですよ。だから、全員協議会とか中での統一した形を出してほしかったというのが私の考えでありますけども、どうお考えですか。

○議長（山本 隆俊） 永友議員。

○13番（永友 良和君） 今、柏木議員が言われたことは、十分わかっております。

しかしながら、あのとき言われましたけども、話し合いの場は2回持ったわけですが、もうそれなら議員提案をすればいいんじゃないかということも言われましたので、賛成議員といろいろ話してみまして、今回遅くなりましたので、もう職員の皆様は7月から減額されているということで、できるだけ急いで、するならば私たち議員もやりたいということで、今回提案させていただきました。

あとはもう、私は皆さんの気持ちだと思いますので、もうそれしか答えようがありません。

○議長（山本 隆俊） よろしいですか。柏木議員、いいですか。（「もういいです」と呼ぶ者あり） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 議員協議会で私も発言させていただいたんですが、池田議員も言われましたように、国家公務員に準じて地方公務員もカットということで、町長としてもやむなく提案されて、私も賛成させていただきましたけども、それと議員報酬カットすることは私は別問題だと思います。もう少しやっぱり議論をしないと、ちょっと言葉はきついですけど、唐突に出すべき議提じゃないような気がします。やっぱりもうちょっとこの議員報酬カットも含めて議会活性化の中で、議長にも言いましたけど、もうちょっとこれは議論しないと、もしこれが通れば、高鍋町は多分県内でも、全国でも名を売ることになるような私は気がします。

3,000円くらいならとかいう表現は、私としてはちょっとそういうことじゃなくて、もう少し議論する中で全会一致でこういうことはすることが私はベターだろうと私は思います。

答えられるなら答えてください。

○議長（山本 隆俊） 永友議員。

○13番（永友 良和君） 今、青木議員が言われたように、議員協議会2回しかやってませんので、本当言うとさっきも言いましたようにもっとするべきかもしれませんが、もう1遍同じ答えになるかもしれませんが、もう職員の方々が始まっている中で、遅くなったけどという意味もありますので、今回提案したわけでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 何回も言いますが、役場の職員がカットされたことと議員報酬と一緒に議論することでは、私は別問題だと思います。

で、例えば、県内の市町村議会、全国の市町村議会のこういう報酬カットについての情報はつかんでらっしゃいますでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 永友議員。

○13番（永友 良和君） つかんでおりません。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） そういうデータはやっぱりとるべきだろうと私は一応参考までにとお思いますけど、そういうことでやっぱりいろんな情報を収集して、やっぱりこれは出すべきか出すべきじゃないかをもうちょっと議論をすべきだったのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） この削減に関して、議会の活性化等の中で議員定数と歳費の削減ということをあわせてというのが当初の話だったろうと私は理解してるんですね。それが、なぜこの3,000円だけが出てきて、定数の削減という話がペアで出てこなかったのかなというのを、非常に私は心の中に残ってるんですね。そういった意味で、ちょっと考える必要が要るんじゃないのかなという思いで、今回はちょっと反対ということでまいらせていただきたいと思っております。

以上です。答弁要らんです。

○議長（山本 隆俊） ほかにないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどから意見が出されておりました。質疑が出されておりました。その中のお話しを聞いていると、議員定数の問題とあわせてしっかりと議論をすべきでなかったかということがございました。たった2回ではございますけれど、この問題については議員協議会においてしっかりと提案をされ、そして、資料も提出されたところではあります。

しかし、そのときには何らの発言もせずに、今ごろになってこういうところで、そういう言い方をされるというのは非常に私は議員としておかしいのではないかというふうに思います。しっかりとあそこでも議論をし、そして、言うことを言って、その場でやっぱりしっかりと出すべきだと私は思います。そうしなければ、幾ら私たちが議会の改革しようというふうに思っても、何もできません。

そして、確かに、議員の中から出ましたけれども、公務員の給与削減と私たちの議員報酬削減については、連携はありません。しかしながら、自分の意識として職員だけに痛みを押しつけるというのはいかなるものかという議論があったのも事実です。しかし、それが3,000円という形では私は皆さんに理解を得られないし、たかが3,000円と思われるかもしれません。しかし、私自身は当面も申しました。できれば職員と同じく4.6%、9カ月削減すべきではないかという意見も私申し上げたと思います。しかし、皆さんがこの意見なら賛同していただけるということで提案をされたわけですので、私は金額はさて置いても、賛成をすべきだと思いました。

私が一番心に残るのは、あのときに議論をしなかったことを、さも議論がなかったからこの問題は出すべきでないということ、今質疑があったときに非常に情けない思いでした。私はしっかりと議論をし、その中で自分の意見を述べ、そして、自分の意見も変更す

る場合もある、そういうことも踏まえて、私はしっかりと意見をどこでもいつでも述べるのが、私、議員の大きな役割だと思います。こそこそ意見を言うことは私たち議員にとっては許されないことだと思います。

だからこそ、この意見についても、確かに本会議場の場で意見を述べられました。しかし、その中には、議員協議会でもっと協議すべきだ、そして、特筆すべきは、議員の定数問題とあわせてやろうじゃないかと。しかし、あの問題も特別委員会をつくって議論を十分にしてきたではありませんか。じゃあ、今回も議長から提案があったときに、議論を十分にするために特別委員会を立ち上げてはどうかという提案は誰一人出てこなかったではありませんか。

勇気を振り絞って、そういう意見がある中で、私は永友良和議員を初め、津曲牧子議員、岩崎信や議員がこの提案をしていただいたことに、本当に感謝を申し上げたいと思います。わずかではございますけれども、私たちは気持ちをもって住民の皆さんの期待に応えていく必要があると考え、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、発議第5号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立少数と認めます。したがって、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については否決されました。

日程第22. 議員派遣の件について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第23. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第23、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第24. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第24、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第25. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第25、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、平成25年第3回高鍋町議会定例会を閉会します。

午後3時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員